

## 通所介護・日常生活支援総合事業通所型サービス 運 営 規 程

### (事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスは要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスは利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たっては、通所介護計画、日常生活支援総合事業通所型サービス計画書に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助等を行う。
- (4) 指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たる従業者は、指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスは常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称            デイサービスみらい
- (2) 所在地        青森県上北郡東北町大字大浦字唐虫沢 44 番 179

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者    1 名

管理者は、通所介護計画の作成及び説明を行うほか、日常生活支援総合事業通所型サービス従業者の管理、指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 2 名以上  
生活相談員は、生活指導その他の指定通所介護、の提供に当たる。
- (3) 看護職員 1 名以上  
看護職員は、看護その他の指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たる。
- (4) 介護職員 11 名以上  
介護職員は、介護その他の指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たる。
- (5) 機能訓練指導員 1 名以上  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。  
ただし、12月31日から1月3日までは休みとする。
- (2) 営業時間 7:50 ~ 16:50 までとする。
- (3) サービス提供時間 9:00 ~ 16:00 までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、52名とする。

(指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスの内容)

第7条 この事業所が行う指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導、相談
- (2) 生活リハビリ
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 給食サービス
- (8) 入浴サービス
- (9) 口腔管理

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当核指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次に掲げる費用を徴収する。

食材料費 500円/日

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、東北町とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所内では飲酒しないこと。
- (2) 喫煙は、定められた場所であること。
- (3) 従業者の指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第12条 指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスに当たる従業者は、現に指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が応じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、指定通所介護、介護日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たって、介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスに当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
    - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
    - (2) 継続研修 年2回
  - 3 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
  - 4 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
  - 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 6 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人優希会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年7月21日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 10 条各項、第 14 条各項、第 15 条各項及び第 16 条 1 項については、令和 6 年 3 月 31 日までに実施する。

付 則

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。